

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服 部 事 務 所 だ より

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-877 認証番号 090720 e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成24年2月号

ご注意ください!健康保険料率・介護保険料率と雇用保険料率が改定の予定です

①健康保険料率・介護保険料率は、平成24年3月分保険料(4月末納入期限分)から変更予定 ≪給料から控除される健康保険料率≫

- ■介護保険に該当する人(40歳~64歳) ⇒ 1,000分の57.65【保険料率1,000分の115.3を折半】
- ■介護保険に<mark>該当しない人(上記以外)</mark> ⇒ 1,000 分の 49.9 【保険料率 1,000 分の 99.8 を折半】

※厚生年金保険料は変更ありません

②雇用保険料率は、平成24年4月1日から変更予定 ≪給料から控除される雇用保険料率≫

●一般の事業→1,000 分の5

●建設の事業→1,000 分の6

ご不明な点は当事務所まで お問い合わせください!

2月の生活ホットニュース

「希望者全員の 65 歳までの雇用」 義務化に向けた動き

年明けの1月6日に、厚生労働省の労働政 策審議会から、「今後の高年齢者雇用対策に ついて」と題する、希望者全員の 65 歳までの 雇用確保措置等を求める内容の文書が発表 されました。

◆高年齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年 10 月に発表した「平成 23 年 高年齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高年齢者を 65 歳まで雇用するための高年齢者雇用確保 措置(「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇 用制度の導入」のいずれか)を「実施済み」の 企業の割合は95.7%(前年比0.9ポイント減) となっています。

また、希望者全員が65歳以上まで働ける

企業の割合は 47.9%(同 1.7 ポイント増)、同じく 70 歳まで働ける企業の割合は 17.6%(同 0.5 ポイント増)となっています。



2012.1.29 撮影

◆「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成25年以降は、公的年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高年齢者雇

用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。

そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

◆2013 年度から施行となるか?

早ければ、今年の通常国会に改正法案が 提出され、2013 年度から施行されるとも報道 されています。中小企業には猶予期間が設け られるとも言われていますが、いずれにしても、 今後の動きに注目しておく必要があります。



2012.1.29 撮影

通勤手当の非課税限度額の見直し

◆特例の廃止

給与所得者で、通勤距離が片道 15 キロメートル以上の人が自動車などを使用して通勤している場合に受ける通勤手当について、距離比例額にかかわらず運賃相当額(最高限度:月額 10 万円)まで非課税扱いとする特例が、廃止されました。

◆非課税限度額

自動車などで通勤している人の1カ月当た りの非課税限度額は、片道の通勤距離に応 じて次のように定められています。

2キロメートル未満は「全額課税」、2キロメートル以上 10 キロメートル未満は「4,100 円」、10 キロメートル以上 15 キロメートル未満は「6,500 円」、15 キロメートル以上 25 キロメートル未満は「11,300 円」、25 キロメートル以上 35 キロメートル未満は「16,100 円」、35 キロメートル以上 45 キロメートル未満は「20,900 円」、45 キロメートル以上は「24,500 円」です。

◆見直しの内容

これまで、通勤距離が片道 15 キロメートル 以上で自動車などを使用している人の距離比 例額よりも、交通機関を利用した場合の1カ 月当たりの合理的な運賃等の額に相当する 金額(運賃相当額)が高額の場合には、特例 により運賃相当額を非課税扱いとされてきま した。

しかし、バランス等の観点から、平成 24 年 1月1日以後に支払われた給与については、 距離比例額までが非課税扱いとなり、運賃相 当額と距離比例額の差額については給与所 得として源泉所得税の課税対象となりまし た。

◆適用は平成24年1月支給の給与分から

今回の改正は、平成 24 年1月1日以降に 支給する給与分から適用されますので、マイ カー通勤をしているにもかかわらず運賃相当 額の支給を続けた場合には、年末に不足分 を徴収しなくてはならなくなる可能性がありま す。

給与計算事務を行う方は、対象者の通勤 方法や手当がどのようになっているのかを再 度確認し、間違いのないように気を付ける必 要があります。